

小型家電リサイクル小委員会の設置について（案）

令和 年 月 日
循環型社会部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、小型家電リサイクル小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
2. 小委員会は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）の施行状況及び小型家電リサイクルの促進について検討を行う。
3. 小委員会の決議は、中央環境審議会循環型社会部会長の同意を得て、部会の決議とすることができる。